

令和2年3月19日 臨時教育委員会 会議録	
<b>1 開催日時及び場所</b>	
	・令和2年3月19日(木) 午後1時30分 ~ 午後4時25分
	・教育委員会室
<b>2 出席者</b>	
教育長	安福正寿 事務局職員
委員	稲本正 副教育長 内木 禎
委員	野原正美 教育次長 堀 貴雄
委員	森口祐子 義務教育総括監 古田秀人
委員	近藤恵里 総合教育センター長兼教育支援課長 坂井和裕
	教育総務課長 松本順志
	教育総務課教育主管(高校) 高橋宗彦
	教育総務課教育主管(義務) 香田静夫
	教育管理課長 山田育康
	教育財務課長 柴田雅道
	教職員課長 中村徹平
	教職員課福利厚生室長 若野 明
	教職員課教育主管(義務) 丹羽美彦
	教職員課教育主管(高校) 小野 悟
	教育研修課長 鈴木 健
	学校安全課長 長屋秀樹
	学校支援課教育主管(義務) 服部晃幸
	学校支援課教育主管(高校) 森岡孝文
	特別支援教育課長 青山 孝
	体育健康課長 狩野 靖
	体育健康課教育主管 見山政克
<b>3 議事日程等</b>	
	議第1号、議第2号、議第10号、議第11号、議第12号及び議第16号について、非公開とすることを決定
<b>4 会議録</b>	
	令和2年3月2日開催の定例教育委員会の会議録を承認
<b>5 審議の概要</b>	
	別添のとおり

## 会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>報第1号 教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正）に対する意見について</b>	
教育総務課 長	<p>教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正）に対する意見についてお諮りする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から令和2年第1回定例岐阜県議会の提出議案について意見を求められ、異議がない旨を専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。資料4頁をご覧ください。新型コロナウイルス対策による「臨時休業期間における児童生徒への支援」に関する補正予算として、466万5千円の増額補正を行ったものである。長期間にわたり生徒が自宅で過ごす際の悩み相談を、SNSを活用して実施するものである。今年度も夏季休業明けに実施していたが、これを臨時休業期間中においても実施することとした。また、臨時休業期間中の児童生徒の健康状態や学習状況に関することなど、連絡を取り合う窓口として、各県立学校に公用の携帯電話の配備を行うものである。いずれも教育委員会事務局からの要求に基づいた内容で編成されており、知事に対して異議のない旨、回答を行ったものである。</p>
稲本委員	<p>新型コロナウイルス感染症対策に予算を充てるのはとてもよいことである。ウイルスが皆悪いかというそうではなく、例えば、お腹に子どもができると、人間の免疫の原理でいえば胎児は異物であるため、それを排撃しなければならないが、排撃しない原理としてウイルスが関わっていると最近の研究で分かってきた。コロナウイルスは、感染はするが特に日本での死亡率は少ない。今、ウイルスはどう減んでいくのかよく分からないが、コロナウイルスは、人を殺そうとして体へ入ってくるわけではない。ただ、自分が生きるためによい環境であれば、どんどん増えていくだけである。基本的には、ウイルスをどこかに閉じ込めておくと自然に消えてしまうため、隔離するのが一番よいということである。その原理を学校の先生がよく理解することや、知ることが大切である。1番よいのはウイルスが広がりそうなどころには近づかないこと。そうすれば、基本的には広がらない。人間の体は、ウイルスが広がるよい牧場となっている。日本の場合、今のところ死者もそれほど多くないため、ある程度防ぐことができている。その中で感染拡大を防ぐためには、できる限り人と接触をしないということである。石鹸や次亜塩素酸ナトリウムが含まれたものには、ウイルスの周りがある膜のようなものを壊す効果があるため、ウイルスによく効く。そのため、よく手を洗うようにとされている。このような知識をぜひ広めていただきたい。</p>
教 育 長	報第1号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<b>報第2号 岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について</b>	
教育総務課 長	<p>岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定についてお諮りする。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法が改正されたことにより、来年度から新たに会計年度任用職員制度が導入され、現在の非常勤講師や非常勤専門職、雇員といった非常勤職員は、一部の職種を除き、大半の方が会計年度任用職員となるものである。会計年度任用職員は、地方公務員の一般職に位置付けられ、服務規定が適用されるとともに人事評価</p>

	や懲戒処分の対象にもなる。このため、岐阜県教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する非常勤職員のうち地方公務員法に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して、必要事項を定めるものである。施行日は令和2年4月1日からである。以上、専決により制定したことを報告し、承認を求めるものである。
教 育 長	報第2号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<b>報第3号 岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部の改正について</b>	
教 職 員 課 長	<p>岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部の改正についてお諮りする。</p> <p>別紙資料3頁をご覧ください。岐阜県教育委員会安全衛生管理規程について、教育長の委任に関する規則に基づき、専決処分したことを報告し、その承認を求めるものである。改正の内容は、平成30年に「労働安全衛生法」が改正され、労働者が安心して、健康に関する相談や医師の面接を受けられるようにするために、労働者の心身の状態に関する情報を事業者が適切に扱うための必要な措置を講じなければならないと法律で義務付けられた。規程の改正はこの改正に伴うものである。改正内容(1)については、教職員の健康診断結果等が記載されている健康診断個人票が、法改正において、情報収集する範囲を明確にするという改正内容から、「健康診断の結果その他職員健康状態」と記載していたものを「健康診断の結果及びその事後措置の状況」と、外延が明確になるように規定し直したものである。(2)については、健康診断個人票だけではなく、事業者として保有する健康情報全体を、適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと法改正で規定されたため、総括安全衛生管理者(県教育委員会では副教育長が当たる)が具体的な措置を別途定めることと規定した。今後、この規定に基づき健康情報の取り扱いに関する規程を定め、例えば、健康情報の種類に応じて、誰がどこまで取り扱えるのかや、情報の開示や苦情の処理等の規定を別途取り扱い規程として設けていきたいと考えているところである。</p>
稲 本 委 員	二十三条から二十六条にとんでいるのはなぜか。
教 職 員 課 長	表記上の関係で、第四章に相当する部分をまるごと略しており、その第四章に、間の第二十四条・二十五条が入っているためである。
稲 本 委 員	第二十六条は非常によいことだが、実施をするのは大変なことである。「職員の心理状態に関する情報の適切な取り扱い」という、言葉で言えばたった一行だが、現実的にはとても難しいことである。働き方改革で問題が起きないようにするには、すごく重要なことであり、この法律ができ、明文化されるということはとても重要である。具体的なその中身が文章に合うように、教育委員会及び学校が準備する必要がある。総括安全管理者ができるということも、とてもよいことだが、その中身を充実させることが非常に重要である。
教 育 長	報第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<b>議第7号 令和3年度県立高等学校における学科改編等について</b>	
<b>議第8号 令和3年度県立高等学校の入学選抜における「県外募集実施校に係る入学選抜」について</b>	

議第9号	「令和3年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」並びに「令和3年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選抜について」及び「令和3年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」
教育総務課 長	<p>令和3年度県立高等学校における学科改編、令和3年度県立高等学校の入学者選抜における「県外募集実施校に係る入学者の選抜」についてお諮りする。</p> <p>議第7号～9号について、まとめてお諮りする。別冊資料の1頁をご覧いただきたい。まず始めに、議第7号「令和3年度県立高等学校における学科改編等について」についてご説明する。令和3年度県立高等学校における学科改編等については、資料3頁に挙げた12校で実施したいと考えている。具体的な学科改編の内容については、資料4頁以降に示しているが、地方産業教育審議会からの答申に示された各学科の学びの4領域に基づき、商業科、情報科、及び生活産業科の学科名称の統一、または、学科編成の見直しなどを行うことを踏まえ、武義高校に単位制を導入するものである。資料8頁の参考資料をご覧いただきたい。商業高校については上の段の表に記載されているが、県立岐阜商業を除いて、ビジネス科と情報科に、下段の表の生活産業科については、大垣桜高校を除いて生活デザイン科という名称に統一したいと考えている。なお、県内の商業科及び生活産業科の中で最大規模を有している、岐阜商業高校と大垣桜高校は、それぞれの学びの領域に独立した学科を設置して、県の機関校として各領域の学びをリードするという研究を実施することから、岐阜商業高校については、流通ビジネス科、グローバルビジネス科、会計科、ビジネス情報科を設置する。大垣桜高校については、生活デザイン科、服飾デザイン科、食物科、福祉科に分けて設置する予定である。また、大垣商業高校の情報科については、伝統ある商業高校の中で、情報科としての特色が打ち出しにくいことや、地域から商業の学びを基礎とした情報処理教育の要望があることから、情報科の募集を停止し、ビジネス情報科を設置することで、商業の学びを基礎とした情報処理教育を展開していきたいと考えている。なお、本県の情報科の学びについては、岐阜各務野高校に、引き続き情報科を設置することで保障していきたいと考えている。さらに、武義高校については、生徒の多様な進路志望や適性に即した学びを可能とするため、単位制を導入したいと考えているところである。</p> <p>次に、議第8号「県外募集実施校に係る入学者の選抜」についてご説明する。資料11頁をご覧いただきたい。昨年12月以降県外募集の在り方について議論していただいているが、皆さまの議論を踏まえ、18校において、お示ししている募集分野により、令和3年度入学者選抜から、県外募集を行いたいと考えている。これまで実施してきた9校に加え、各高校の希望を確認したうえで、新たに、資料11頁の表に「新」と記載している羽島北高校から加茂までの9校を追加したいと考えている。募集人員については、入学定員とは別に設定するものとし、スポーツ分野については、対象競技種目の1年生から3年生までの、登録選手の総数の半数を超えない範囲内で行う。その他の分野については、それぞれ定めるものとして進めていきたいと考えている。募集学科、検査内容や選抜方法等を含めた選抜の概要は、令和2年5月末日までに県教育委員会において発表する予定である。</p>
学校支援課 長	<p>資料12頁の議第9号についてご説明する。これは、来年度の高等学校入学者選抜並びに特別支援学校入学者選考及び選抜についての概要である。資料13頁及び14頁に、高等学校入学者選抜の日程が記載されている。この日程の考え方は、現在実施している令和2年と同様である。今年度の状況について少しお伝えすると、3月10日に第一次選抜が行われ、それに引き続くインフルエンザ追試等を終了し、昨日18日に合格発表を無事終了したところである。合格発表を行ったことで、定員未充足の学校が確定したため、本日から全日制34校と定時制10校において、第二次選抜の出願が始まった。なお、新型コロナウイルス感染者の受検機会確保のため、今年度は特別に3月26日に入試を設定しているが、現段階で感染疑い等の受検者がいるという情報は入っていない。以上の状況を踏まえて、来年度もほぼ同一の日程で行いたいと考えている。資料15頁は、これについても今年と同様に第一次選抜、第二次選抜を行うという基本的な</p>

<p>特別支援教育 課 長</p> <p>教育 総務 課 長</p>	<p>ところや、第一次選抜では標準検査として、全員が5教科の学力検査を受けることであり、特に変更はない。</p> <p>資料16頁及び17頁が特別支援学校に関わる日程となっている。まず、資料17頁が高等特別支援学校である。こちらについては、入学定員を超えて出願者がいた場合には、不合格者が出る試験となっているが、業務の関係で、曜日で日程を組んでいる。そのため、毎年1日ずつ日にちが上がってくることから、例年のように日程を上げると、中学生が冬休み終了後すぐ出願となってしまい、担任の先生と話しをする時間が全くないということになるため、今回は1週間ずらして行う。そうすると、高等特別支援学校で不合格だった方が、特別支援学校の高等部に出願することとなり、日程がつまってくるが、きちんと余裕がとれて無理のない日程がとれるということになったため、高等部についてはそのままの曜日で設定している。両方がつまるかたちの日程にはなっているが、受験者のことを考慮した日程にしているところである。</p> <p>なお、議決いただいた後は、本日記者に、令和3年度の入学者選抜に係る情報提供(学科改編、県外募集、入試日程)をすることをご承知置き願いたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>学科改編について、社会的な要請からビジネス科とビジネス情報科、生活デザイン科、グローバルビジネス科など適切だと思うが、指導することができる教員が本当にいるのか。これらの学科は、現実の社会ととてもリンクした学科である。この学科を指導する教員は、相当体制を変えていかなければならない。世の中に合わせるという目的はよいが、その科を担う人材をどうするかということをよく考えてほしい。</p>
<p>野原委員</p>	<p>中学校の卒業式の日をちを教えてほしい。</p>
<p>学校支援 課 長</p>	<p>中学校の卒業式の日にはまだ確定していないが、調整等を図る中で、3月5日辺りではないかという声が聞こえているが、最終決定ではない。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第7号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第8号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第9号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第3号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</b></p>	
<p>教育 総務 課 長</p>	<p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>令和2年度組織改正に伴い所要の改正を行うものである。改正内容は、係名の変更であり、具体的には教育総務課の「教育企画係」を「教育企画第一係」と「教育企画第二係」に分割するものである。これまでは、教育企画係において小中高の業務を担当していたが、第一係は小中学校、第二係は高等学校と担当を明確化するものである。規則の施行日は令和2年4月1日である。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第3号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第4号 岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令について</b></p>	
<p><b>議第5号 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について</b></p>	

教育総務課	<p>岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令について、岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令についてお諮りする。</p> <p>先程の報告事項で説明した会計年度任用職員制度が来年度から立ち上がり、それに伴い、一般職の公務員としてこれらの規程の適用を受けるようになる。現在は、「常勤の職員を対象とする」という文言が、この訓令の中にあるが、会計年度任用職員の方は必ずしも「常勤」とは限らず、正規職員として勤務する非常勤の方もいる。「常勤」の文言を削除するなど所要の改正を行い、会計年度任用職員の方々もこれらの訓令の適用を受けることを明確にするものである。</p>
教育長	議第4号について、挙手により採決する。
教育長	議第5号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p><b>議第6号 教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について</b></p>	
教育総務課	<p>教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>平成29年5月7日公布、令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことによる条ずれを修正するものである。34頁の第4章第4節の内 学校運営協議会 第47条の6を第47条の5とするものである。</p>
教育長	議第6号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p><b>議第13号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について</b></p>	
教育管理課	<p>教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針についてお諮りする。</p> <p>38頁をご覧いただきたい。最初がヨコ向き1枚紙の概要版、その次からが「プラン2020」の本冊、そして最後が、今年度進めてきた「プラン2019」の進捗状況、計3点添付している。また、資料を事前送付させていただいた中で、稲本委員と竹中委員から修正意見を頂戴したので、これらのご意見に対する反映状況についてもご報告する。両委員には、ご多忙のところご対応いただき感謝申し上げます。それでは改めて資料38頁の概要版をご覧いただきたい。まず最初に資料の左上、「国の動向」をご覧いただきたい。昨年1月に文科省から示された教員の時間外勤務の上限に関するガイドラインが、本年1月の給特法の改正を経て、法的根拠を持つ指針に格上げされたことを受け、後ほど「議第14号」でもご説明させていただくが、県においても、条例や規則で、教員の時間外の上限を「原則、1箇月45時間・1年360時間」と定めることとしている。こうした中、県立学校の時間外は着実に減少しているが、教員が最も忙しい5月で見ると、過労死ラインとされる月80時間超えが13%、国の指針に定める月45時間超えが41%と、更なる取組が必要な状況にあることから、プラン2020では、右側の基本目標であるが、条例や規則で定める時間外の上限、「月45時間・年360時間を超える教職員ゼロ」を目指して、取組を進めていく必要がある。それでは、具体的な取組についてご説明する。表中◎の項目が新規の取組となる。まず左側、1番目の柱「長時間勤務・多忙化解消」の1番上、「勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進」について、1番上の◎</p>

	<p>をご覧ください。今年度から「学校ごとに退勤時刻を設定」する取組をスタートし、現在では全ての県立学校で設定がなされているが、退勤時刻が19時以前の学校が未だ3割に留まっているため、来年度は月45時間という上限時間を踏まえ、退勤時刻を全ての県立学校で19時に統一するとともに、これを過ぎて残業する場合の申告や勤務内容の把握を徹底していく。これによって、2つ目の◎にある、上限時間を超えた場合の事後検証を行い、業務の平準化などによって、時間外の縮減につなげたいと考えている。次に2つ目の「業務内容の不断の見直し」だが、ここでプラン本冊の方、43頁をご覧ください。上から2つ目の◎「ふるさと教育の実施」は、稲本委員から、「教員は指導者となる地域人材の発掘や、生徒の自主的な取組を促すコーディネーターに徹する観点が必要」とのご意見を踏まえて追加したものである。また次の44頁をご覧ください。上から3つ目の中点「ICT機器の活用」は、稲本委員から「教材準備の効率化や生徒の自主性の向上につなげていく」、また竹中委員からは、「更に教育の質との両立や、モニタリングの必要性について」ご指摘いただいた点を踏まえ記載したものである。また、その関連で、少し下には、ICT関係の数値目標として、働き方改革につながる、あるいは教材準備が楽になるといった観点の指標を追加している。更に竹中委員からは、「生徒と向き合う時間は増えたか」などの意識調査や、労働時間配分の推移の検証といった提案をいただいているため、来年度の実施に向けて検討していく。それでは、38頁の概要版にお戻りいただきたい。「部活動指導に係る負担軽減」では、部活動が特に高等学校において、教員の長時間勤務の大きな要因となっていることから、これまでも部活動ガイドラインを踏まえた休養日の設定や、教員に代わって指導や引率ができる部活動指導員の配置などを進めており、これらの取組を拡充するほか、新たに、学校規模に合わせた部活動数の適正化や、部活動の地域への移行に向けた試みなども実施していく。その下の「学校を支える体制の整備」では、会計業務や印刷などの教員の業務補助を行う「教員業務アシスタント」の配置などを進めてきたが、学校現場からの期待も高いことから、来年度も配置の拡充を図っていききたい。次に右側の2つ目の柱「ハラスメントやメンタル不調等」の関係である。各種相談窓口の中で、今年度から県庁において、臨床心理士による相談を実施してきたが、来年度は相談場所を県内5か所に拡大し、学校現場の教職員も、より身近な地域で相談できる体制を整備していく。次に3つ目の「働きやすい環境づくり」について、本冊の48頁をご覧ください。一番下の中点であるが、稲本委員から、「ICT教育やふるさと教育の具体化には、教員の意識改革、特に校長の意識を変える事が重要」とのご指摘を踏まえ、例年6月～7月頃に実施している教育長と各学校長との面談の機会を活用して、各学校の主体的な取組を促すということで、記載したものである。それでは、再び38頁の概要版にお戻りいただきたい。最後に4つ目の柱「市町村教育委員会への働きかけ」であるが、来年度は市町村教委においても、上限指針を踏まえた適切な業務管理が求められるため、県教委と同様に、客観的手段による勤務時間の把握のほか、退勤時刻の設定や、時間外の勤務内容の申告の徹底などを重点項目として、取組を促していきたい。その下、「市町村教委の取組の促進・支援」であるが、小学校における空き時間の確保に向け、新たに専科指導教員を配置するほか、部活動指導員やスクールサポートスタッフといった外部人材の配置、また、労働施策総合推進法改正に伴って、市町村教委においてもパワハラに対する対応体制の整備が必須となることから、相談窓口の相談員向け研修などの支援を実施していく。これらの取組を通じて、学校における「働き方改革」を更に進めてまいりたいと考えている。</p>
稲本委員	<p>44頁で数値目標として「ICTの活用に関して37%を60%へ」、「ICTを使うと楽になると考えている教員を43%から60%へ」となっているが、半分を超えないといけな。4割では、6割の教員が反対の意見である。ICTを活用したことで成功したという、よいモデルを見ると「あのように活用すればよいのだ」ということが分かるものである。ICTで教材を共有することについて、「自分のやり方でやる。」「人には教えたくない。」というように、嫌だと思ふ教員もいる。しかしそれでは、働き方改革は絶対に成功しないと思う。これまではそれでよかったかもしれないが、これからは、国が指定した時間の中で全てをこなすとなると、無駄なことはなるべく避けるようにしなければならない。数値目標も50%を超えるようにすることを徹底することが必要であると思う。も</p>

	う一つ部活の問題もあるが、どれだけ働き方改革と整合するような部活が出てくるのか、文章に書いてあることを具体化できることが大切である。部活動の時間を増やすのではなく、短い時間でも成果が出るという、成功モデルを示すことが大切である。
野原委員	教育ビジョンの中にも数値目標がたくさんある。「働き方改革プラン2020」の中にも数値目標がたくさんある。似たような数値目標が多く、焦点を絞って取組むことができないのではないかという懸念がある。プランばかりが前に出てしまい、実際はどうかという思いを持つ。もう少し整理しないといけないのではないか。プランで行っていくことも大切だが、似たようなものについてすみ分けができるのであればスリム化していく必要があるのではないかと思う。
教育管理課長	教育ビジョンは5年計画の取組であるのに対し、働き方改革プランは1年単位で機動的に対応できるように作成しているものであるが、ご指摘の内容に留意していきたい。現在も、教育ビジョンで管理している数値で、働き方改革プランに流用できる数値は同じものを使用している。教育ビジョンの5ケ年の数値目標を、働き方改革プランでは単年度の数値目標に変換しており、二重の数値目標で現場を管理しているわけではないが、改めて精査していきたい。
教育長	議第13号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第14号 岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の制定</b>	
教職員課長	<p>岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の制定についてお諮りする。</p> <p>資料の58頁をご覧ください。2月の定例教育委員会会議において給特法の改正に伴う条例の一部改正案を審議いただいたものの続きである。条例の改正案自体は昨日の県議会において可決されたところである。今回お諮りするの、条例改正に基づく規則の整備である。具体的には2の「規則案の背景・内容」に記載しているが、国から示されている指針を踏まえ、以下の内容を規定するものである。一つ目は、上限時間についてで、時間外に該当する時間の上限を月45時間、年360時間を原則とし、いじめや災害対応など児童生徒に関わる特別な事情がある場合に対しては、月100時間未満、年間720時間と考えている。これらは国の指針で定められている上限と全く同じ水準である。次に上限時間を超えた場合の対応として、国の指針の規定も踏まえながら、業務や環境整備などの検証を行っていくようにする。具体的な措置は、教育長が別途定めることとし、先程説明があった、「働き方改革プラン2020」をその具体的な内容として位置付けたいと考えている。規則の施行日は令和2年4月1日からである。</p>
稲本委員	教員はテレワークを行うのか。この規則は学校に居る時間を気にしているが、今、企業はテレワークを行っているところが多いが、教員はどのぐらいテレワークを行っているのか。
教職員課長	例えば、今回のコロナの対応のように、特別な必要があれば在宅勤務を認めていることもあるが、一般的には行われていない。教員は学校へ来て授業や校務を行うのが一般的な働き方である。一方、必ずしも学校内での業務だけではなく校外学習や部活動の引率、遠征など、学校にいない時間も通常の勤務時間の中に含まれるため、今回の上限時間の対象とするのは、在校「等」時間としている。一般的に学校で仕事をしていると考える時間全体を含み、その中で正規の勤務時間を超える部分の上限を45時間ということで規制を



	していくものである。
稲本委員	今はこれでよいが、時代は変わっていく。現在、子どもたちは学校から様々なことを家で行うように指示され、子どもがテレワークをしている状態になっているが、上手くいつている。世界的な動向の中、ICT教育が教師の教育の仕方を変えるが、子どもの教育も変わってくるということを念頭においた考え方を準備しておく必要がある。
教職員課長	現状の学校教育は、教員免許をもった者が、児童生徒と対面で授業を行うことが原則となっている。一部の条件の中で、遠隔授業という形でネットワーク回線を使った授業が行われることはある。国の制度の中ではまだ一般的ではないことが前提である。今後、技術革新や今回の一連の事例を踏まえ、色々な形で国の動きもあり得るかと思うため、県として注視しながら準備をしていきたいと考えている。
稲本委員	卒業式の様子をカメラで撮影して、他の場所で見せたということが上手くできたとなると、意外とそうなるのではないかと。意外と早く変わるため、そういうことも念頭においておくとよいと思う。
教育長	議第14号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第15号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について</b>	
教職員課長	岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則についてお諮りする。 今回の改正は、教員免許に関する申請書類について、性別の記載欄を削除するものである。66頁をご覧いただきたい。本年2月に知事部局の人権施策推進課から県庁全体に対して、「行政文書における性別記載欄の見直しについて」の依頼があり、性的少数者への理解や配慮の観点から、性別記載欄が無くても支障がない文書については、性別記載欄を削除することとなった。教育委員会規則の中で性別の記載を設けているのは、今回お諮りする免許法施行規則のみである。具体的な改正内容は、色々な申請の際に提出する履歴書等の様式から、性別記載欄を削除するものであり、免許の授与手続き上、性別欄がなくても支障がないため、まとめて削除するものである。なお、本規則上、これらの様式以外に性別記載欄を設けているものはないため、記載欄を削除しないものはない。
森口委員	大人も子どもも小さいころから自分は女性か男性かどちらなのだろうと悩んでいる人が増えているのかもしれない。そういう悩みを言える世の中の状況になっているのかもしれない。この規則は大人の論理だと思う。大変難しい問題である。思春期の生徒が、自分の先生は女性男性のどちらなのだろうと思うようなことになり、大変デリケートな問題になってきたと思う。考えを分けるわけではないが、思春期の子どもたちと大人との兼ね合いが、事によってはとてもデリケートである。性的少数者の子どもを持つ親とそうでない子どもを持つ親の感情は違うのだろうが、認知されていくまでに様々なフォローや時間をかけていかなければならないのだろうと思う。
稲本委員	以前は、生物や人類の発展は分けて考えられていたが、動物か植物かよく分からない生物がいる。コロナウイルスもそうであり、生命なのか生命でないのか議論があり、なぜならば、時々固まり動かなくなることがあり、動かないものは生物ではないからである。しかし、動いているときは明らかに生物であるということから、生物であるという考え方が主流になってきた。多種多様なものの中から新しいものが出てくるということが、最近の考え方の主流になっている中で、女性でも男性でもないという観点からみると新しい人類という考え方ができる。色々な変化の多様性の中で新しいものが出てくるという考え

	方をするとよいのではないか。
教 育 長	議第15号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告（政策）</b>	
<b>（1）新子どもかがやきプラン アクションプラン2020について</b>	
特別支援教育課長	<p>104頁をご覧いただきたい。新子どもかがやきプランが7年計画で進んでいるところである。毎年アクションプランという形で一年ごとに具体的なプランを作成しているものである。重点施策が3つ定まっており、具体的な内容について示している。重点施策1「県内各地域に高等特別支援学校機能を整備」について ①は就労支援や職業教育をとらえた施策であり、各地域の状況に応じ高等特別支援学校機能を整備するものである。②は高等特別支援学校以外の、特別支援学校の高等部でも職業教育を充実していくものである。③は就労支援オフィスを県内5箇所を設置し、就労支援を行っていくものである。重点施策2「障がいのある児童生徒のニーズに対応した学びの場を整備」について ①は特別支援学校の学習環境の整備として、可茂特別支援学校の校舎増築に向けた設計、東濃特別支援学校の教室不足に対応するための基本計画の着手、2校制体制になっている郡上特別支援学校を、1校舎体制にするための基本計画の着手するものである。②は児童生徒の学習機会の確保と教育水準の向上を図るとして、遠隔授業システムを活用し、配信1校、受信1校のモデル校を一組配置し、どのようなことができるかをモデル的に取り組むものである。③の聴覚障がいのある児童生徒に対する支援を充実することについては、話した音声文字を直すソフトを導入し、中重度の聴覚障がいがある小学校5年生以上の児童生徒を対象に、県内の聾学校、県立の学校においてソフトを導入した学習を取り入れていくものである。また、県内には聾学校が1校しかないため、岐阜地域から離れている飛騨地域や東濃地域では、聴覚障がいがある児童生徒への支援が不十分なこともあり、その地域にある特別支援学校をサポートセンターと位置付け、様々な支援を行うようにするものである。④の発達障がい等のある児童生徒の特性を踏まえた支援を充実することについては、平成30年から高校通級が始まっているが、岐阜県では通級と言わずに、「少人数コミュニケーション講座」として位置付けている。現在は、岐阜、西濃、可茂の3地域で実施しているが、東濃と飛騨地域にも広げていくものである。重点施策3「学びの場を支える教育専門性を向上」について ①は小、中、義、高等学校における教員の専門性の向上として、「少人数コミュニケーション講座」や高等特別支援学校の授業を通して実践的に学び、各校種の学校で活かすことができるようにするものである。②の特別支援学校における教員の専門性を高めるについては、現在、県内に5校あるコア・スクール（専門性の高い学校）において位置付けている、コア・ティーチャーの取組みを引き続き行っていくものである。106頁をご覧いただきたい。子どもかがやきプラン推進委員会における委員の方々の主な意見を記載しており、委員の方々の意見を汲み取りながらプランを作成してきたところである。</p>
稲本委員	<p>郡上特別支援学校で大きなことが起きたが、教育計画をしっかりと、二度と同じことが起こらないようにしていかなければならない。音声を文字に変換するソフトができたということは、すごいことである。飛騨地域には専門的に指導できる場や人がいないため、ソフトを使って指導するしかないと思うが、意外とよいものであると思う。</p>
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（1）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	

<b>(2) 令和2年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課長	107頁をご覧いただきたい。恵那農林高校が世界らん展で最優秀賞を受賞している。108頁は、令和2年度教育委員の行事予定表である。4月17日の定例教育委員会から始まり行事の予定をしているところである。
稲本委員	世界らん展で賞を取ることは大変すごいことである。
学校支援課長	毎年東京ドームで開催されているものである。今回、最優秀賞を受賞しているが、2012年、2014年にも最優秀賞を受賞しており、3回目の最優秀賞である。
稲本委員	世界から集まってくる中で、最優秀賞を取るということはとても大変なことである。もっと広められるとよいと思う。
<b>議第2号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第16号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）</b>	
いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第10号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議題11号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第12号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第1号 令和2年度定期人事異動について（非公開案件）</b>	
令和2年度定期人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>閉会</b>	
午後4時25分、閉会を宣言する。	

公開用

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記

